

## 島根県大学・高等専門学校図書館協議会設立に関する協定書

- 1 島根県立大学メディアセンター、島根大学附属図書館及び松江工業高等専門学校図書館（以下「会員館」という。）は、島根県内の大学及び高等専門学校図書館の充実・発展に資することを目的として、島根県大学・高等専門学校図書館協議会（以下「協議会」という。）の設立に関し協定書を締結する。
- 2 協議会の事業は次のとおりとする。
  - (1) 大学及び高等専門学校図書館の相互協力の推進
  - (2) 大学及び高等専門学校図書館に関する調査研究
  - (3) 職員の研修（研究会、講習会等）
  - (4) その他必要な事業
- 3 協議会の運営に関し必要な事項を定めるため、「島根県大学・高等専門学校図書館協議会会則」を制定する。
- 4 この協定書に定めのない事項について、これを定める必要が生じたときは、会員館において協議の上、会則に追加するものとする。
- 5 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、いずれの会員館からも協定終了の申し入れがないときは、さらに自動的に2年間更新するものとする。その後も同様とする。また、改正の申し入れがあったときは、協議会総会において協議するものとする。

会員館は、この協定書を3通作成し、それぞれ記名の上、各自その1通を保有する。

平成20年4月25日

浜田市野原町2433-2

公立大学法人 島根県立大学メディアセンター長

小林 博

松江市西川津町1060

国立大学法人 島根大学附属図書館長

平川 正人

松江市西生馬町14-4

独立行政法人国立高等専門学校機構

松江工業高等専門学校図書館長

岡本 信之